

フジ相続税理士法人 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年 12月 1日～ 2027年 11月 30日までの 3年間

2. 内容

目標1：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策>

- 2024年 12月～ 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 2025年 1月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

目標2：育休から復職の正社員には、週2日程度のテレワークを促進する。

<対策>

- 2025年 1月～ 対象業務や対象者、ルール等について検討
- 2026年 1月～ 試行実施し、課題を分析・対策実施
- 2027年 1月～ 本格導入